前 文

認定制度制定までの経緯

日本音楽療法学会(以下本学会)は2001年に発足したが、その前身である、1995年に設立された全日本音楽療法連盟(以下連盟)は同年、音楽療法士養成のための二つの作業に着手した。

その一つは、全国の音楽大学等において音楽療法士養成コースが設置され、音楽療法士が養成されることを意図した1996年カリキュラムガイドラインの作成であり、これは2011年に改訂され今日に至っている。二つ目は、その時点で多様な領域で実践を積み重ねている多くの本学会員を、音楽療法士として認定することであった。そのため1996年6月に連盟音楽療法士認定規則を制定し、1996年12月から2003年3月までを暫定期間と定め、受験資格校の卒業者以外の会員を対象に資格認定を開始した。

その後2002年に受験資格校の設立数が不十分な状況にあるとして暫定期間を延長したが、2006年には2010年3月末日をもって暫定期間を終了することを決定した。その主たる理由は、暫定期間の延長は受験資格校で教育を受け認定された会員との間に公平さを欠くこと、また、暫定期間延長が音楽療法の水準を高めることに繋がらないということであった。

以後、日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格は、本学会が音楽療法士受験資格校として認定した 大学・専門学校を卒業して日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験に合格した者、および海外で 音楽療法士資格を取得し、規定の臨床経験を積んだ者が面接試験に合格することにより取得すること となった。

新認定制度制定の理由と目的

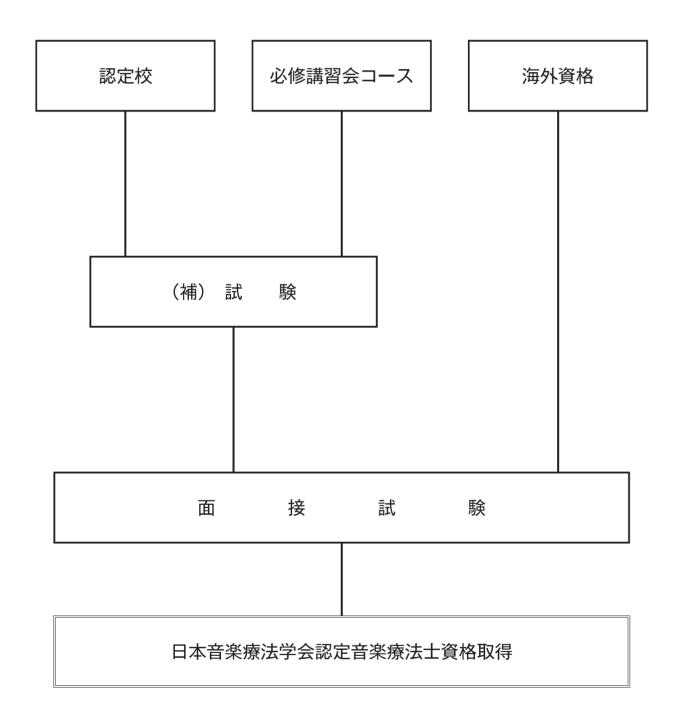
2008年3月、音楽療法士を必要とする社会と音楽療法士資格を希望する会員の存在、音楽療法士受験資格校の量的不足および地域的偏りを理由とし、音楽療法士の質の更なる向上を図ることを目的として新たな認定制度の検討が開始され、2年間の検討の結果、日本音楽療法学会音楽療法士認定制度として従来の受験資格校で学び、資格を取得する認定校コースに加え、新たに必修講習会コースが設定された。本学会の新しい認定制度により、社会の期待に応え得る質を備えた多くの音楽療法士が誕生することを期待する。

必修講習会コースの対象と内容

このコースの対象者は、他職種に在職中等の理由により受験資格校での履修が困難または不可能な者たちである。そして必修講習会コースを受講するには以下の項目を必須条件としている。

- ① 本学会正会員である。
- ② 学校法人格を有する専門学校(2年以上)・高等専門学校・短期大学・大学のいずれかを卒業している。
- ③ 海外の大学(短期大学以上)卒業については書類審査を通る。
- ④ 5年間の臨床経験(音楽を使用した臨床経験2年を含む)を有する。
- ⑤ 受講前の試験(ピアノ実技およびピアノかギターによる弾き歌い、音楽理論、小論文)に合格する。 必修講習会コースの内容は、本学会が主催する音楽療法士認定のための必修講習会において系統 的な知識と技術を学び、さらに音楽療法関連分野18単位を取得する等すべての必要条件を満たし た者が、受験資格校で学んだ学生と同様に日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験を受験し、 その後面接試験を経て日本音楽療法学会認定音楽療法士資格を取得するというものである。

日本音楽療法学会認定音楽療法士 資格取得ルート



日本音楽療法学会認定音楽療法士 必修講習会コースの流れ

【1】必修講習会コース申請に必要な条件(P4~P13)

- 1) 日本音楽療法学会正会員である。
- 2) 学校法人格を有する専門学校(2年以上)・高等専門学校・短期大学・大学いずれかを卒業していること。専攻領域は問わない。
- 3)海外の大学(短期大学以上)卒業については書類審査を通る。
- 4) 臨床経験5年以上(音楽を使用した臨床経験2年を含む)を有する。 (但し3年でスタートし(補)試験申請までに臨床経験を積み、合計5年となる場合も可とする)



【2】受講前の試験(ピアノ実技および弾き歌い、音楽理論、小論文)に合格する(P5)



【3】「事例の書き方・研究」講座受講のための音楽療法的臨床経験証明書を提出する (P15~ P22)



【4】(補) 試験(筆記) の受験に必要な項目 (P23~ P25)

- 1) 必修講習会を受講し、すべての講座を修了する。
- 2) 音楽療法関連分野 (医学・心理学・福祉・教育) 18単位を取得する。
- 3) 臨床経験5年以上(音楽を使用した臨床経験2年を含む)を有する。
- 4) 学会参加、研究発表、スーパービジョンの受講など、200ポイントを取得する。



【5】日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)を受験(P26~ P28)



日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験に合格



日本音楽療法学会認定音楽療法士資格審査(面接試験)を受験

※詳しくは『日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則(面接試験)』を参照する。



日本音楽療法学会認定音楽療法士資格取得

【1】申請に必要な条件

- 1) 日本音楽療法学会正会員であること。
 - 必修講習会コース申請時点ですでに会員である者は、前年度の年会費を納めていること。申請 と入会が同一年度の場合、その限りではない。
- 2) 学校法人格を有する専門学校(2年以上)・高等専門学校・短期大学・大学のいずれかを卒業していること。その専攻領域は問わない。
- 3) 海外の大学 (短期大学以上) 卒業の場合、卒業証明書原本および公的な翻訳文を提出し審査を通ること。
- 4) 臨床経験5年以上(音楽を使用した臨床経験2年を含む)を有すること。 ただし、臨床経験3年でスタートし、日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)受験申請までに臨床経験を積み、合計5年となる場合も可とする。そのうち最低2年は、音楽を使用した臨床経験であること。

(1) 臨床経験とは

医療・教育・福祉・心理の現場において、対象者と直接かかわる経験を指す。この場合の臨床経験は、音楽を使用した臨床経験(例:音楽療法士、音楽教員、音楽レスナー、音楽を使ったレクリエーション指導員等)に限らず、音楽を使用しない臨床経験(例:教師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・医師・看護師・介護士・支援員・ガイドヘルパー等)も可とする。※一般演奏活動・訪問演奏活動や事務職等は、対象者と直接かかわる経験とはみなさない。※教員、保育士、社会福祉士、作業療法士、理学療法士等の資格取得のための実習は、臨床経験としては認められない。資格取得目的以外の臨床経験は認められる。

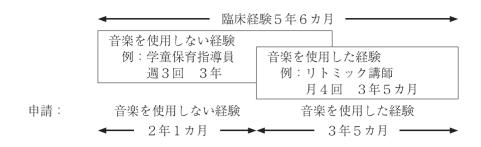
(2) 臨床経験の数え方

12ヵ月に40日間以上行った場合に臨床経験1年と数える。

12ヵ月を待たずに40日に達しても、活動開始から12ヵ月経過したときに、臨床 1 年間と数える。なお、その活動を同日に複数の場所で複数回行っても 1 日と数える。1 日に行った活動の時間数は問わない。

12ヵ月以内に40日に達しない場合には、40日に達した月をもって1年間の臨床経験と数える。 ※音楽を使用しない経験と音楽を使用した経験の期間が重なる場合は、どちらか一方の経験を選択する。

- 例1 ガイドヘルパーの仕事を2月初めから毎週1回、1回2時間ずつ行った場合11月には合計日数が40日に達するが、翌年の1月をもって臨床経験1年目とみなされる。臨床経験2年目以降も同様である。
- 例2 ピアノレッスンを4月から月1回、1回につき5時間、10人を対象者に行った場合対象者の人数や時間は関係なく、40日に達するのはレッスン開始3年後の7月になる。それをもって1年間の臨床経験とみなす。
- 例3 学童保育指導員を2010年4月~2014年3月まで、週3日行った→音楽を使用しない経験リトミック講師を2012年5月~2015年9月まで、月4回→音楽を使用した経験この場合、2012年5月~2014年3月まで「音楽を使用しない経験」と「音楽を使用した経験」の期間が重なる。臨床経験5年6カ月のうち、2年1ヵ月分(2010年4月~2012年4月)を「音楽を使用しない経験」、3年5ヵ月分(2012年5月~2015年9月)を「音楽を使用した経験」として申請(下記の図を参照)。



(3) 証明書

どのような経験であっても、その証明書が必要となる。

必修講習会コース申請時点で提出する臨床経験の証明書は P11、P13を必要枚数コピーして使用する。必修講習会コース申請時に臨床経験年数が5年に満たない者、あるいは音楽を使用した臨床経験年数が2年未満の者は、日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)申請時に P11、P13を必要枚数コピーして使用する。各所属機関独自の証明書を使用してもよいが、期間と頻度等の必要項目を満たしているかを確認する。記載がない場合は自身で記入し、各所属機関独自の証明書の補足資料として提出する。記載項目の詳細は P11、P13を参照。

個人レッスン等の場合は、生徒や生徒の保護者等からの署名·捺印で可。自認書は認められない。 受講前の試験合格者は、「音楽療法的臨床経験証明書」(P19参照)等の書類を提出すること。

【2】受講前の試験

ピアノ実技および弾き歌い、音楽理論、小論文を受験し合格する。

1) 実技試験はピアノ実技および弾き歌いで、それぞれの課題曲から任意の1曲を選択する。演奏時間の合計は5分である。

課題曲は学会ホームページに掲載される(ピアノ実技はソナチネアルバム第一巻、1楽章の中から、弾き歌いはテンポのゆっくりした曲)。選択した曲目の変更は不可とする。

当日、選択していない曲を演奏した場合、不合格となる。

- ・ピアノ実技:繰り返しはしない。暗譜でなくてもよいが簡略版楽譜の使用は不可とする。 楽譜(大譜表:両手の楽譜が書かれている楽譜)持ち込み可。
- ・弾き歌い(伴奏はピアノかギター): ガイドメロディ(歌詞と同じ旋律を伴奏楽器でも演奏すること)はなくても可。コード譜の楽譜持ち込み可。大譜表の楽譜は持ち込み不可。ギターの場合は楽器を持参すること。
- 2) 音楽理論試験は、択一式の筆記試験(50間)で試験時間を40分とする。

出題範囲は「音名、倍音、音程、音階・近親調、和音、コードネーム、反復記号、調判定、移 調、楽語、記譜、終止形(カデンツ)、拍子」とする。

試験問題は川辺 真著『音符と鍵盤でおぼえる わかりやすい楽典』音楽之友社(2002)を基に作成される。

3) 小論文は当日提示される課題について論述する。時間は60分とする。 字数は800~1200字、マス目用紙に800字以上書くこと。

※受講前の試験日程については別紙参照。

※『音楽理論試験過去問題』(第五期のみ・解答なし)の取り寄せを希望する場合、1,000円分の定額為替を同封の上、「音楽理論試験過去問題請求」として学会事務局まで送付。

※申請書類 書式1を使用

【3】「事例の書き方・研究」の受講に必要な音楽療法的臨床経験

「事例の書き方・研究」の講座は、音楽療法的臨床経験(実践・見学)がない、あるいは不足している場合は受講できない。

「事例の書き方・研究」では事例レポートの作成指導が行われる。そのため、「事例の書き方・研究」受講までに「高齢者、障がい児・者等を対象とした音楽療法的臨床経験」が必要となる。すでに「音楽を使用した臨床経験」が2年以上ある場合でも、「高齢者、障がい児・者等を対象とした音楽療法的臨床経験」がない者は、音楽療法士が行う音楽療法現場での臨床経験を通して受講準備を行う必要がある。経験日数は15日以上必要であり、5日までは見学でもよい。なお、最低5日以上は同一現場での経験が必要であり、この「5日以上」に見学を含んでもよいが、その場合、最低3日以上は実践経験が必要である。この15日の経験は、必須の「音楽を使用した臨床経験」2年以上の中に含めることができる。

受講前の試験に合格した必修講習会受講申請者は、受講申請時に「音楽を使用した臨床経験」<u>日数を充足している者も含めて全員</u>、以下「2.音楽療法的臨床経験の書類申請期間」(P16)中に必要書類を提出しなければならない。

例1) A施設で5日間臨床経験:見学→2日、実践→3日

B施設で3日間臨床経験:見学→3日

7ヶ所の施設で各所1日ずつ:実践経験合計7日

例2) A施設で9日間臨床経験:見学→5日、実践→4日

B施設で実践経験2日 C施設で実践経験4日

1. 音楽療法的臨床経験とは

音楽療法的臨床経験とは「音楽療法的な目的に即した実践経験である。自宅レッスンも含め一人で実践している場合は、スーパービジョンを1回受けることを義務付け、主観的なセッションに陥らないようにする。ただし、(補)受験に必要な項目の「(4) スーパービジョンの受講」(P25) の必須3回には含むことができない。

音楽療法的活動の例:

- 1)以下の場所において、障がい児を含む児童や成人・高齢者を対象に音楽を用いた活動を行っている。
 - ・特別支援学校/学級、学童、放課後等デイサービス、障がい児のためのグループ等
 - ・幼稚園/保育園、障がい児通所支援施設等
 - ・施設(障がい児・者、高齢者のためのデイサービス等の通所/通園施設や、各種の入所施設、および医療機関〈病院、クリニック等〉)等
 - ・地域の行政主催、および自主団体のプログラム(認知症予防、健康増進のためのプログラム等)
- 2) 自宅あるいはクライエント宅等において、障がい児・者や成人・高齢者を対象にレッスンを提供している。

音楽療法的臨床経験における役割は、リーダー、サブリーダー、助手、ボランティア等がある。 一部の見学を除いて、直接セッションに関わる役割が望ましい。ビデオ撮りは見学に準じた回数と してカウントしてよいが、音楽療法的臨床経験としては不十分である。

2. 音楽療法的臨床経験の書類申請期間

受講前の試験の合格通知後から2020年11月27日(金)まで当日消印有効 ※郵送でのみ受付

上記までに条件を充足しない場合、「事例の書き方・研究」の講座を受講できない。

3. 音楽療法的臨床経験の申請書式

「音楽療法的臨床経験証明書」を使用すること。「1.」のとおり、一人で実践しているセッションのためにスーパービジョンを受けた場合は、「音楽療法的臨床経験条件補完用スーパービジョン報告書」を必ず添付する。

それぞれのフォーマットは学会ホームページからダウンロードが可能。

※申請書類 書式2を使用

【4】日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)受験に必要な項目

1) 必修講習会受講

(1) 講習会の内容

必修講習会は、音楽療法概論14コマ、音楽療法各論20コマ、事例の書き方・研究17コマ、音楽療法技法A(音楽系)20コマ、音楽療法技法B(非音楽系)10コマ、音楽療法演習9コマの合計90コマからなる。

原則として、必修講習会の科目を一般教育機関での履修によって読み替えることはできない(学会が認定した科目は除く)。

講義の日程は別紙の必修講習会スケジュール参照。

(2) 必修講習会の開催サイクル

必修講習会は2年サイクルで行われる。

(3) 受講順序(および受講条件)

必修講習会は全90コマを日程表(別紙参照)の順番に従って受講することが基本である。 途中からの受講はできない。欠席は限定された講座の流れに影響を与えるので原則として 認めていない。受講科目によっては代替案の提示がある。

※遅刻・欠席の扱いについてはシラバスに掲載する (2020年5月発行予定)。なお、シラバスは受講前の試験合格者に送付される。

(4) 講習会の申し込み

講習会は、1開催の申し込みと受講料の払い込みをその都度行う。 受講料は別表に定める。

(5) 欠席の返金

欠席する場合は文書(FAX 可)にて学会事務局まで連絡する。欠席したコマについては 一律3,000円を返金する。無断欠席の場合は返金しない。

(6) 中断の場合

このサイクルでの必修講習会コースを中断する場合も文書(FAX 可)にて学会事務局まで連絡する。

(7) 講座ごとのレポート、課題および試験各講座の講義終了時にレポートや課題提出、あるいは試験が課せられる。試験は得点が60%未満の場合、不合格となり再試験を受験する。レポートや課題は講師が不可と判断した場合、再提出する。また、再試験受験料として2,500円、レポート再提出査読料としてレポート(特殊な課題を含む)1本につき2,500円を支払う。再提出で再び不合格の場合、その講座が不合格となる。

レポートはメール添付にて提出する。提出方法は学会ホームページ「レポート提出方法」 を参照。

特殊な課題(楽譜課題等)はレターパック等の<u>発送が記録される送付方法</u>で送ること。締め切り日を過ぎてからのレポートや課題の提出は一切認められない。レポートや課題が不合格あるいは未提出の場合、その講座は不合格となる。

(8) 科目終了時の試験

各科目のすべての講座を受講終了すると、その科目の最終試験を受けることができる。最終試験がレポートとなることもある。試験が不合格の場合は再試験を受験する。再試験受験料2,500円を支払う。すべての科目の最終試験、またはレポートの合格をもって受講が終了したことが認められ、必修講習会の修了証を取得できる。なお、受講したコマの再受講は認めない。

2) 音楽療法関連分野 (医学・心理学・福祉・教育) 18単位の取得

音楽療法関連分野18単位については、各自で大学等の科目履修または、通信教育等で履修する。 ただし、学校法人格を有する教育機関による単位に限定される。<u>医学・心理学・福祉・教育の</u>分野それぞれから最低2単位ずつの取得を必須とする。残りの10単位は4分野からどの科目を取得しても構わない。

本学会が設定したカリキュラムガイドライン11における音楽療法関連分野18単位として認められる科目例は下記のとおりである。詳細は学会ホームページの放送大学カリキュラムを参照のこと。

医 学	医学概論:解剖、治療学、症候学、チーム医療等 臨床医学各論 I:精神医学、心身医学、老年学等 臨床医学各論 I:小児学、内科学、リハビリ学、関連医学等
心理学	臨床心理学 I : 心理学、面接法、心理テスト、行動評価、統計法を含む 臨床心理学 II : 心理療法の諸理論と技法 発達心理学 : (教育心理学を含む)
福祉	社会福祉概論:福祉システム、関連法、児童・高齢者・地域福祉 介護概論
教 育	障がい児教育:(障がい学を含む)

卒業した専門学校(2年以上)・高等専門学校・短期大学・大学等で履修した科目が関連科目に該当する場合は、18単位に含むことができる。

履修済みの科目が上記科目に該当するかを確認する場合は、単位取得証明書(※)を「18単位の確認希望」として事務局までFAXもしくは郵送で送る。返信には5日程(土日祝日を除く)要するため、余裕をもって送ること。

必修講習会開始までに単位取得を終えておくことが望ましい。

※教育機関によって証明書の名称が異なる。履修した科目名と取得単位数が明記されている書類、シラバス等で科目の内容を示すことができる書類がある場合は、資料として添付すること。

3) 臨床経験5年以上(「音楽を使用した臨床経験」2年以上を含む)

※臨床経験についての詳細はP4、4)を参照する。

4) 学会参加等、200ポイントの取得

下記(1)~(4)のポイントを合わせて200ポイントを取得する。必修講習会に参加する以前および、会員になる以前に取得したポイントも200ポイントに含めることができる。

(1) 学術大会参加(必須)

本学会または各支部の主催する学術大会参加

1日につき10ポイント

(2) 必修講習会以外の講習会受講

- ・本学会または各支部の主催する講習会の参加(レポート提出あり) 1コマ4ポイント
- ・本学会または各支部の主催する講習会の参加(レポート提出なし) 1コマ2ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加(レポート提出あり)

1コマ2ポイント

・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加(レポート提出なし)

1コマ1ポイント

注1)90分の講義を1コマとする。

注2)「レポート提出あり」のポイントは受講成果が試験やレポート提出によって認定され

たことを証明する主催者発行の証明書がある場合に限られる。

注3) 本学会の認定する学術大会、講習会、研修会とは、日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」等に関する認定規則に基づいて、学会支部もしくは学会本部が認定したものを指す(例:受講証等に HAK-○○○○と記載)。

※ポイントの計算例

本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加(レポート提出なし)で受講時間が 150分の場合。

 $150 \div 90 \times 1 = 1.666$

小数点以下第2位を四捨五入する。よって1.7ポイントになる。

(3) 研究発表(必須)

- ・本学会または各支部の主催する学術大会、講習会、研修会、公開ケース検討会での研究 発表(口演発表およびポスター発表) 1回ごとに100ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会、公開ケース検討会等での研究発表(口演 発表およびポスター発表) 1回ごとに50ポイント
- 注1) 口演発表およびポスター発表ともに筆頭発表者のみ発表者として申請することができる。
- 注2) 本学会の認定する学術大会、講習会、研修会とは、日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」等に関する認定規則に基づいて、学会支部もしくは学会本部が認定したものを指す(例:受講証等に HAK-○○○○○と記載)。
- 注3) 学術大会要旨集(抄録集)の発表者一覧部分と抄録のコピー、研究会が発行した発表証明書(原本とコピー)を添付する。 第15回世界音楽療法大会での発表は必ず発表証明書を添付しなければならない。

(4) スーパービジョンの受講 (必須)

1回につき10ポイント

- 1回1時間以上の個人的に受けたスーパービジョン3回以上
- 注1)スーパービジョンで獲得できるポイントの上限は50ポイントとする。
- 注2) ここでいうスーパービジョンとは、音楽療法セッションの時間を含まず、純粋にスーパーバイザーとスーパーバイジーの対面による事例等に関するやり取りに費やされている時間だけを指す。電話・メール・スカイプ等でのやり取りは認められない。
- 注3) スーパーバイザーは日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格を取得した後、2回以上の更新を経ている者で学会発表や研究論文等の実績を有する者。
- 注4) スーパービジョン報告書は1回ごとに作成し、(補) 申請時に提出する。

【5】日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)内容および申請要領

日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験(筆記)は年1回、日本音楽療法学会「カリキュラムに関するガイドライン11」に基づいた音楽療法科目を中心に、教科全般について実施される。

- (1) 試験当日欠席または学会認定音楽療法士(補)試験に不合格の場合は次年度以降受験できる。
- (2) 試験はマークシートを用いた多岐選択式問題100問と小論文。この小論文は日本音楽療法学会認 定音楽療法士資格審査 (面接試験) の口頭試問の対象となる。ただし、この小論文は同一年度 の同資格審査 (面接試験) 受験時のみ有効である。
- (3) 学会認定音楽療法士(補)試験の申請書・申告書は以下の6種類であり、学会ホームページからダウンロードする。

日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)試験申請書

申告書1【音楽療法関連分野の履修】 単位取得証明書添付

申告書2【本学会・各支部主催の学術大会参加】 参加証明書添付

申告書3【必修講習会以外の講習会受講】 受講証明書添付

申告書4【研究発表】 発表証明書、抄録コピー等添付

申告書5【スーパービジョン報告書】

- ※必修講習会コース申請時点で必要な臨床経験年数を満たしていなかった者は、臨床経験証明書 を提出する。
- (4) 学会認定音楽療法士(補)試験に合格した者は、認定音楽療法士資格審査(面接試験)を受けることができる。『日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則(面接試験)』を参照。